

オープンカウンター方式による見積合わせの実施について

令和 8 年 9 月 3 日

支出負担行為担当官

近畿中部防衛局長 五味 賢至

- 1 調達番号
近防第 R 8 - 2 2 号
- 2 見積合わせ実施日
令和 8 年 9 月 1 7 日
- 3 件名
近畿中部防衛局（8）公共事業労務費調査審査役務
- 4 調達内容
品名等：別添仕様書のとおり
- 5 履行期限
令和 9 年 1 月 3 1 日まで
- 6 参加資格
 - （1）見積書の提出者は、以下アからエのいずれかの条件を満たす者でなければならない。

なお、条件を満たす者であっても、本契約の「支出負担行為担当官近畿中部防衛局長」との間で締結した契約において、過去 1 年間に正当な理由なく、契約を履行しなかった者は見積提出者として認めない。

ア 令和 7・8・9 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において「C 又は D」等級の格付けを受け、「近畿」地域の競争参加資格を有する者であること。

イ 中小企業等経営強化法（平成 1 1 年法律第 1 8 号）第 5 6 条第 1 項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第 5 8 条第 1 項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 4 1 年法律第 9 7 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）

ウ ア又はイに該当しない中小企業者であって、同一の相手方（公的機関、民間企業のいずれかを問わない）に対し、直近 1 年間で 1 か月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している実績が確認できる事業者。

エ 見積の提出日までの 1 年間に於いて、本契約の「支出負担行為担当官近畿中部防衛局長」との間で契約を締結した実績がある事業者（防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、A 又は B 等級に格付けされている者を除く。）
 - （2）その他については「近畿中部防衛局オープンカウンター方式実施要領」を参照すること。

7 見積書提出期限

「第6－(1)各号に掲げる参加資格が確認できる資料」の写しを添付し、令和8年9月17日(木)午後3時までに、持参、郵送若しくは託送又は電子メールにより提出(必着)すること。

8 見積書提出先

〒540-0008

大阪府大阪府中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館

近畿中部防衛局総務部会計課

電話番号：06-6945-4971 FAX 06-6945-7681

メール：kai_uketsuke-kc@ext.kinchu.rdb.mod.go.jp

9 注意事項

- (1) 「近畿中部防衛局オープンカウンター方式実施要領」を熟読のこと。
- (2) 見積書の宛先を「支出負担行為担当官 近畿中部防衛局長」とし、代表者名を記載すること。代表者印の押印を省略する場合は見積書に「担当者名及び電話番号」の記載をすること。また、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」を熟読の上、見積書の提出をもって誓約したものとし、見積書には「暴力団排除に関する誓約事項の条項を承認のうえ見積します。」と記載すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

仕様書

件名：近畿中部防衛局（8）公共事業労務費調査審査役務

令和 8 年 8 月

近畿中部防衛局 調達部

1 業務名称：近畿中部防衛局（８）公共事業労務費調査審査役務

2 履行期間：契約締結日の翌日から令和９年１月３１日まで

3 業務概要

本業務は、公共事業の工事費積算に用いる公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料として、公共事業に従事した建設労働者に支払われた賃金を、府県別かつ職種別に把握することを目的とする。

4 適用範囲

本仕様書は、「近畿中部防衛局（８）公共事業労務費調査審査役務」（以下「本業務」という。）の委託に適用する。

5 業務上の疑義

受注者は、本業務の実施に当たり業務内容に疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

6 守秘義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た事項を、発注者の許可なく公表又は他に引用してはならない。

7 調査員

- （１） 受注者は、本業務の遂行にあたる調査員を定めるとともに、調査員の中から本業務の遂行上の管理を行う主任調査員を定め発注者に通知しなければならない。
- （２） 発注者が、調査員を不適当と認めた場合は、受注者に対してその変更を求めることができる。

8 業務の内容

（１） 調査対象工事

発注者が別途工事名簿により受注者に指示する。なお、件数は次項の表のとおりである。また、変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

対象工事所在地		件数（件）		工事区分	請負金額
府県名	市町名		工事区分別（件）		（千万）
石川県	小松市	1	1	建築	48
石川県	小松市	1	1	機械	70
岐阜県	各務原市	1	1	建築	90
愛知県	小牧市	1	1	機械	56
大阪府	八尾市、和泉市	1	1	建築	159
京都府	相楽郡精華町	1	1	建築	136

（２） 調査準備

ア 書面調査（１次審査）の日程の設定

受注者は、発注者が指示した調査対象工事について書面調査における審査の日程表等を作成し、事前に発注者の承認を得るものとする。

イ 対象業者への案内書等の郵送等

ウ 対象業者からの問い合わせの対応

※書面調査は、監督官と調整のうえ、オンラインで実施することができる。

（３） 書面調査（１時審査）

受注者は、調査対象業者が郵送する調査票等の各種資料について、発注者が指示する公共事業労務費調査の手引き（令和８年１０月 公共事業労務費調査連絡協議会）に基づき個々に審査する。

(4) 審査結果の整理

受注者は、書面調査（１次審査）結果について有効・無効別に集計し、その結果を整理するとともに、無効標本についても無効事由別に集計し整理するものとする。

さらに整理した調査票を石川県の工事は公共事業労務費調査北陸地方連絡協議会に、岐阜県及び愛知県の工事は公共事業労務費調査中部地方連絡協議会に、大阪府及び京都府の工事は公共事業労務費調査近畿地方連絡協議会に各々送付する。

9 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

報告書（１次審査結果表）…２部

10 成果品の提出先

成果品の提出先は、近畿中部防衛局調達部調達計画課とする。

11 その他

受注者は、工事（業務）に係る電子データの作成、管理等について、サイバー攻撃等により、建設工事等の電子データの情報搾取、情報漏洩、データ破壊、システム障害等があった場合又は予見される場合は速やかに監督官に報告を行い、必要な対処を行うものとする。